

# 子ども・子育て会議について

## 1 設置根拠

### ○「子ども・子育て支援法」（以下、「法」という。）第 77 条

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

### ○上越市子ども・子育て会議条例

資料 1 のとおり

## 2 役割

### ○子ども・子育て支援法における所掌事項

- (1) 認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員の設定について（法第 31 条第 2 項）
- (2) 地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員の設定について（法第 43 条第 3 項）
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関し、意見する。（法第 61 条第 7 項）
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する。  
（上越市子ども未来応援プランの進行管理を含む）

○新制度に基づく子ども・子育て支援施策の実施状況を、継続的に点検・評価・見直しを行っていく

## 3 平成 26 年度の主な審議事項

○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用定員

○子ども・子育て支援事業計画

## 4 開催スケジュール

開催日程	会議の主な内容
第1回会議 (平成26年4月24日開催)	○子ども・子育て会議について ○子ども・子育て支援新制度について ○子ども子育て支援事業計画について
第2回会議 (平成26年5月開催予定)	○次世代育成支援のための後期行動計画（上越市子ども未来応援プラン）の平成25年度取組状況の検証・評価について ○教育・保育施設、子ども・子育て支援事業の現状について ○子ども・子育て支援事業計画のたたき台について
第3回会議 (平成26年7月開催予定)	○子ども・子育て事業計画案の審議①
第4回会議 (平成26年8月開催予定)	○子ども・子育て事業計画案の審議②

必要に応じて会議を開催

平成26年9月末  
子ども・子育て支援事業計画の中間取りまとめ（新潟県に報告）

必要に応じて会議を開催

第5回会議 (平成27年2月開催予定)	○子ども・子育て事業計画の確定
------------------------	-----------------